

Title	院政に関する一考察
Sub Title	
Author	三浦, 周行(Miura, Hiroyuki)
Publisher	三田史学会
Publication year	1928
Jtitle	史学 Vol.7, No.1 (1928. 3) ,p.33- 42
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19280300-0037

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

院政に關する一考察

後三條天皇の院政は一つの疑問である。神皇正統記には、天皇の御世から執柄の權を抑へられて、御親ら政を知らせ給ふ事となつたとはいへ、其頃迄も尙ほ讓位の後に院中で政務があつたとは見えぬと書かれて居る。天皇が所謂院政の創立者であらせらるゝと否とは院政史上の重要問題であるから、先づ其検討から始める。

延久四年十二月八日に天皇が皇太子（白河天皇）に御讓位になつたのは不豫の爲めであつて、其後翌五年の二月には御惱も怠り給うたと覺しく、石清水、住吉、天王寺等に御幸になつて、一週日の後に還幸あらせられて居る。併し其後は引續いての御惱で、四月の下旬に御出家あらせられ、五月七日に崩御になつて居るから殆ど政務を見そなはず餘裕とてはなく、又見そなはされた形跡もない。天皇は讓位後間もなく太上天皇の尊號を上られたまひ、やがて御辭退になつたけれども、勅許がなかつた。これは例

の形式的に過ぎない。一方讓位後程なく延久四年十二月二十一日に院廳始があり、二十五日には院廳の官人の任命も行はれ、翌五年正月二十三日には院の藏人所をも置かれて居つて、院政の機關は備はつた。若し上皇の御健康にして許したならば、或は院中にあつて政務を親裁あらせられたであらう。此推定を支持する理由として擧ぐべきは(第一)上皇は皇太子時代より御在位中迄、攝關政治については頗る苦き御經驗を有たせられ、時としてはこれと衝突をなされ乍ら常に其權力を抑へるに努められて居た事實(第二)新帝白河天皇は御受禪の日御歳尙ほ二十歳にしかならせられなかつた事實(第三)白河天皇の御母は藤原氏の出ではあつたけれども、攝籙家ではなく、従つて攝籙家は外戚の威を振ふことが出來ず又教通も後三條天皇の御在位中は大體袖手傍觀の態度を取つて居た事實である。併し斯る状態の下にあつても、別に讓位の必要はなく、御在位の儘政務を親裁なされて然るべきやうにも思はれるが、それについては天皇が只御惱の爲めに御讓位を餘儀なくなされたといふ事の外何も傳はつて居らぬ。而かもこれ只表面の口實に止つて、其裏面には更にそれ以上の或る事情が伏在して居たのではなからうか。それについては後世後鳥羽天皇が其御在位を支持し奉つて居つた頼朝が院政を喜ばなかつたにも拘らず、押し御讓位を行はせられた時の事情を參考して、其ヒントを得ることが出来るかに思ふ。當時頼朝は後白河法皇の院政に對する反感から深く後鳥羽天皇の御親政に期待を置いて居つたが、天皇として萬機を親裁あらせられて居つては、頼朝の監視がうるさくて、御遊も思召に任せられず、善政を施さんといそし

ませられた爲めに、始終緊張なされて居なければならなかつたから、天皇の讓位は御幼少な皇子に位を讓られて責任の地位を去られた後、思召に任せて政務を見そなはされもし、又御遊をなされもしたらいからであつた。

二

後三條天皇は御在位中は莊園制度や地方制度の改革刷新を行はれたが、攝籙家は衰へたといつても、道長の子の頼通や教通は未だ健在であつて、動もすれば其掣肘を受けられ、折角の改革も一部阻礙されることを免れなかつた。これ畢竟一方が天皇であらせられ、又一方が關白であつたからの事である。故に天皇の責任ある地位を退かれて、御幼少の皇子を皇位に即けられるれば、表面御責任はない乍らに、新帝の御父帝であらせらるゝ事と、先帝であらせらるゝことは、自然に政治上の樞機にも與られざるを得なかつた。勿論從來の慣例から申せば、御幼少の天皇の時には、藤原氏の攝政を置かれ、白河天皇の如く稍長ぜられては關白を置かるべきであつたが、上皇は御在位中萬機を親裁あらせられ、攝籙家は全く昔日の威力を失つて居たのであつて、上皇の讓位も自發的であり、攝籙家は新帝の外戚に當つても居ないとすれば、新帝の父帝に對して、攝籙家たるもの、もとより其既得權を主張すべきでない。況んや教通の關白たることは新帝となつても變りがないに於てをや。元來天皇も讓位の後には國に兩主なし

との意味からいへば、臣列に落ちられるべきではあるが、皇室に於かれては、父帝は何處迄も父帝としてこれに仕へられ、其宮殿に朝覲行幸の事もあらせられる程であつたから、それが御幼少の天皇に對して御後見があるのは寧ろ自然の成行であらう。歴代の上皇の中でも、彼孝謙上皇の如きは、淳仁天皇に對せられて、政事は常^レ祀^リ小事は今帝行ひ給へ、國家の大事賞罰の二柄^{フタノモト}は朕行はんと仰せられて、上皇は依然として政治の大事を親裁なされ、天皇には小事のみを委ねられて、遂には聖武天皇が孝謙天皇に讓位の際に、後の帝で天皇に無禮で從順でないものがあつたらば、帝位に置くなと仰せられて居るといつて、淳仁天皇を廢され、御自身御重祚なされたことさへある。或はこれを見て、天皇の讓位と共に、國家の統治權が、決定的には新天皇に授けられた譯ではなく、先帝は皇室の家長として家長權を保有し新帝の廢立を行はるゝことも出來たと解するものがあるが、これは當時にあつては絶えてなくして稀れにあつた皇室の不祥事であつて、これを以て普通事とする事は出來ぬ。若し皇室の家長といへば天皇であらせられ、天皇が讓位さるれば、當然新帝に其家長の地位を讓らるべきである。これを一般の家族制度からいへば、上皇は隱居に相當する。只父子祖孫の關係は決してそれに依つて破らるべきでなく、新帝の御幼少の場合に、父としての(若しくは祖父としての)先帝があらせられるに、人臣としての攝籙家が、後見するのは却て不自然であらねばならぬ。院政に於ても、攝政關白は依然として存せられて居り、白河上皇の院應には關白師通を以て別當にされたのであるから、これに對して攝籙家は到底競争す

べき理由も資格もないのである。故に院政は攝關唯一の武器を奪つてこれを虚脱させられ、完全に政權の脱殻とすることに成功されたのである。後三條天皇が御在位中の御奮闘に一步を進めて、徹底的に攝籙家の因襲的勢力を失はせ、帝權の皇張を達成さるゝ爲めに、讓位後の後見に想到されたとするは極めて自然的であつた。愚管抄に「後三條院オリサセ賜テ後世ヲ知食ントスル程ニ、ホドナク隠レサセ給フ」といつて居るのは最もよく真相を寫し得たものであらう。

三

さりとて後三條天皇には御讓位後も尙ほ御在位中の如き緊張味を以て政治上の改革に従事なされんとの大御心であつたと想像するは必ずしも當つて居まい。御惱の爲めとはいへ、御歳四十にも達せないで御脱屣あらせられたのは、彼後鳥羽天皇が十九歳で御讓位になつた程でなくとも、均しく責任ある御地位を去られて、御氣樂に御意に任せられんとの思召からで、翌年二月には、住吉、天王寺へ御遊幸になつたが、其時には狛犬とか犢杯とよばれた土地で名高い遊女共が、舟を竝べて奉迎申上げたことを遊女記（朝野群載）に「人謂神仙近代之勝事也」と書いて居る。彼後鳥羽天皇の上皇になつて「意ニ任セナバヤ」と思召したといふ意味の中には、斯る事も含まるべきで、斯様な御氣輕な御旅行は上皇ならでは望まれる事でなかつた。上皇の御生活を單に院政といふ政治上から觀察した丈では人間味に缺けた史論

であつて、御讓位については斯る一面のあつた事を銘記すべきである。御在位中の英明の資も、御讓位後、往々遊樂に耽られし御方あるは此半面の人情味を理會して始めて、首肯されるべきであらう。

四

後三條天皇の時には院政といふ程のもの、實現を見なかつたことは、正さしく神皇正統記の説くが如くであつて、其實現は白河天皇が應徳三年、三十四歳にして纔に八歳の皇子堀河天皇に御讓位になつて、攝政藤原師實はあり乍ら上皇として政務を親裁あらせられた時に始まるのである。

記録の上から見れば、上皇は多く讀經供養の爲め洛中洛外の御遊幸に日を送られ、遠くは金峯山、高野、熊野に迄も御幸があつて、殆ど寧日がなかつたやうに見えるけれども、院應には院別當を置かれて、(嘉保二年)關白師通をこれに補され、又文殿をも置かれて居る。天皇の親政時代の記録所が、院應には文殿となつて訴訟を受理し裁判するところとなつた。そこには文殿衆とか開闔とかいふ職員が置かれる。又是時から院中に上北面と下北面といふ武士を置かれ、諸大夫乃至衛府允から採用して、御幸の時にも下北面は御後に矢を引いて警衛の任に當つたのであるが、(愚管抄)常に上皇に咫尺するところから、自然勢力を得て、鳥羽上皇の院政時代となると、時として傳奏することもあつた。(源平盛衰記鹿谷酒宴靜憲止御幸事)寛治元年即ち白河天皇の讓位の翌年に、早くも宇佐の神民が態々出京して院の陣の邊に群

集して愁訴したのも院政の一般に認められたことを示すものであらう。

白河天皇が院政を主宰なされてから、院宣、應の下文を重くなされて、官旨、官符が軽くなつたことは、神皇正統記の指摘した通りであらう。太上天皇の勅を宣といつたことは詐偽律にも見えて居つて、其偽造者を嚴刑に處することゝなつて居るが、後世に傳はつて居るのは、大抵鎌倉時代以後のものである。併し朝野群載^四院宣召物には、左大辨大江匡房の奉じた白河上皇の院宣が載つて居る。又法曹類林^{二百}には白河院應下文に顯季と爲房との間に散三位の上臈と參議三位の下臈との署所の上下の論があつた結果、授位の前後に依つて散三位を上臈に書くことになり、鳥羽院應でも其例に従はれたことが見えるから、實際白河上皇の院政時代からして、院宣も院應下文もあつたであらう。然るに是等の院の文書を見ると、院宣は其様式を攝籙家の長者宣に取り、院應下文は又攝政家若しくは關白家の政所の下文に取つて居るのであつて、就中長者宣の如きは、別當が長者の命を奉じて出だす場合の外に、別當の屬僚が奉じて出だす場合もあつたが、院宣にも亦其様式迄採られて居る。これを以て見ても、院政それ自身が、攝籙家の政治に學ぶところのあつたことを證明して餘りがある。見方に依つては院政は、即ち攝關政治の形を變へての延長と看做すことも出来よう。

五

攝關政治が制度上一種の變態であつた如く、院政も亦それ以上の一變態であつた。院司の中には別當の外に判官代、主典代といふものがあつて、院廳下文には別當と共に連署して居るが、此代の字は院中に限つて用ゐらるゝ官名であつて、(職原抄^{後附}院廳)それは禁中の四部官たる判官主典を模して出來た官であるからであるとか、宮中と院とを分たんが爲めであるとかいふ説のある如く、(有職問答)判官、主典は朝廷の官制で四部官の一つであるが、院政に於ける判官代、主典代はこれに准ずるものではあるけれども、決して正しき判官でもなければ、主典でもないので、代の字を附して、これと區別したものであつた。言ひ換ふれば、代は假りのものである。併し判官代、主典代ばかりでなく、院政自體がすべて代字を附すべきものであつて、第一、上皇は天皇代であらせられる、如何に御父子若しくは御祖孫の間柄であらせられ、又前帝であらせられても、天皇はどこ迄も天皇であらせられ、上皇・法皇はどこ迄も上皇・法皇であらせられる。古くは上皇の御命令は天皇同様詔とか勅とか申して居つたが此頃は院宣とか院廳下文とか申し御出行を御幸といつて居つた。(崩御といふこと天皇に同じであつたが)故に院宣、院廳下文が如何に重くせられたからといつて、決して官符や宣旨に代はるものではない。初期の院政に於ては、これらの材料がないから證明し難いが、例へば文治五年に頼朝が陸奥の藤原泰衡を伐つた時の如きも、後曰河法皇の院政時代であつたが、頼朝は追討の宣旨を奏請し、朝廷は始め許されなかつたが、頼朝が出征の後に漸く宣旨を下され、それに院宣を添へられて、一旦制止された御釋明があつた。若し院宣が

宣旨に代はるものであるならば、頼朝は宣旨を奏請する代はりに院宣を奏請したのであらうし、又院宣さへあれば、宣旨の必要はなかつたであらう。勿論宣旨を阻止されようとしたのも、宣旨を下されたのも、共に法皇の思召に出でたに相違はないけれども、斯る宣戦の如き國家の大事は必ず天皇の宣旨でなくてはならなかつたのである。此他初めに院の文書が出でても、後に官符を出だされて始めて正式のものとなつた場合もある。例へば高野山文書寶簡集に文治二年五月八日後白河院廳下文で、金剛峯寺僧鏝阿の請に依つて院御領備後國太田莊を同寺根本大塔領に寄附されたが、鏝阿は此院廳下文を添へて、朝廷に此御寄附を認められ、且つ伊勢神宮の役夫工米、大嘗會、造内裏料等の課役を免除さるべき旨の太政官符を賜はらんことを申請したから、太政官ではこれを許して、莊園の所在地なる備後國司に宛てた同年同月十日附の太政官符と、同じく金剛峯寺に宛てた太政官牒とを下付したのである。これ亦院廳下文があつても、院御領の莊園の寄附を確認し、其寺領に對して免稅の特典を與へらるゝ爲めには、院廳下文では充分でなく、必ず太政官符の下付を要したことを立證するものである。故に院政の行はれるやうになつてから、院宣、院廳下文の從來に比して重んぜられるやうになつたのは事實であるけれども、さりとてそれが爲めに宣旨官符が要らなくなつた譯では決してない。否、院宣、院廳下文以上の効力が依然として宣旨、官符にあつたといふことが出来る。斯様に上皇若しくは法皇が天皇の大權を代行されて居つても、其御命令は天皇の御命令となつて表示されねば絶對の効力を生ぜないところに、院政が天皇

政治の一變態であつて、其本體でなかつたことを雄辯に物語つて居る。然らば院政の天皇の統治に及ぼした影響如何。此問題については又別に考察せなければならぬ。

三 浦 周 行